

社会福祉法人大恵会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人大恵会（以下「法人」という。）定款第43条の規定により、法人の運営及び業務執行についての細則を定めるものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会細則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める評議員選任・解任委員会細則において別に定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

(招集の手続き)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会開催日とする招集の通知が発せられない場合
- 4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第 1 項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

- 第 6 条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の 1 週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知しなければならない。
- 2 理事長は、前項書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続きの省略)

- 第 7 条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

- 第 8 条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

- 第 9 条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の 4 週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。
- 3 前 2 項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることのできる評議員の 10 分の 1 以上の賛成が得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りでない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

- 第 10 条 定款第 10 条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表 1 の 1 のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 11 条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第 12 条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第 13 条 理事及び監事は、評議員会において、評議員からの特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合

(次に掲げる場合を除く)

(ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

(イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易な場合

(2) 当該事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 議案

(3) 議事の経過の要領及びその結果

- (4) 議案に関する発言内容
 - (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員
 - (6) 評議員総数
 - (7) 定足数及び出席者氏名
 - (8) 議長及び議事録署名人、その署名捺印、年月日
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 評議員会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項を提案した者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 評議員会の議事録は、常に閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 理事会

(理事会の開催)

第15条 理事会は、会計年度に5月、10月、3月の年3回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集者)

第16条 定款第26条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし、次の事項の場合を除く。

- (1) 定款第26条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。
 - (2) 前条第2項第3号および同条第2項第4号により理事が招集する場合。
 - (3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合。
- 2 定款第26条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合には、監事が招集する。
- 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第17条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第15条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時・場所
 - (2) 理事会の目的である事項
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第18条 議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれにあたる。

(理事会の決議事項)

第19条 定款第25条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表1の2のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとする

とき。

(2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。

(3) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引する理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第 21 条 理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第 22 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合においては、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第 24 条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第25条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第26条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 議案
 - (3) 議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 議案に関する発言内容
 - (5) 理事会で述べられた監事の意見
 - (6) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事がある場合は、当該理事
 - (7) 理事総数
 - (8) 定足数及び出席者氏名
 - (9) 理事会に出席した監事の氏名
 - (10) 議長
 - (11) 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨
 - (ア) 理事の請求を受けて招集されたもの
 - (イ) 理事長以外の理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求理事が招集したもの
 - (ウ) 監事の請求を受けて招集したもの
 - (エ) 監事が招集したもの
- 2 決議があつたものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) (1) の事項を提案した理事の氏名
 - (3) 決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 報告をようしないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 理事会の議事録は、常に閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 理事長等の業務執行権限

(理事長等の専決事項等)

第27条 定款25条の定める理事長の専決事項及び定款第18条第2項に定める業務執行理事が執行する業務は、別表2に記載のとおりとする。

第6章 監事

(監事の選任案)

第28条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第29条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第30条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 その他

(秘密の保持)

第31条 法人の評議員選任・解任委員会委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第 32 条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 の 1

評議員会決議事項

内容		根拠（社会福祉法・定款）		議決数	
				過半数	3分の2
法人運営に関わる事項	定款変更	第 45 条 36 第 1 項	【法】定款の変更は、評議員会の決議による		○ 【法 45 条の 9 第 7 項の 3】
	法人の解散	第 46 条第 1 項第 1 号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する －評議員会の決議		○ 【法 45 条の 9 第 7 項の 4】
	吸収合併契約の承認	第 52 条 第 54 条の 2	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない 【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない		○ 【法 45 条の 9 第 7 項の 5】
	新設合併の承認	第 54 条の 8	【法】新設合併消滅法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない		○ 【法 45 条の 9 第 7 項の 5】
役員に関する事項	役員の選任	第 43 条第 1 項	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する	○	
	監事の解任	第 45 条の 4 第 1 項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任できる		○ 【法 45 条の 9 第 7 項の 1】
	理事の解任	第 45 条の 4 第 1 項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任できる	○	
	役員、評議員の報酬等の支給の基準	第 45 条の 35 第 2 項	【法】報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。	○	
	役員の報酬	第 45 条の 16 第 4 項 第 45 条の 18 第 3 項	評議員会の決議による	○	
	事業報告・	第 45 条の 30 第 2 項	【法】理事は、第 45 条の 28 第 3 項を受けた計算書	○	

財務に関する事項	決算書類・財産目録の承認	項 定款第 34 条第 2 項	類及び事業報告書を定時評議員会に提出し、提出された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない 【定款】定款第 34 条第 2 項前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。		
	基本財産の処分	定款第 31 条	【定款】基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、日光市長の承認を得なければならない。	○	
	残余財産の処分	定款第 40 条	【定款】解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、・・・	○	

評議員会決議事項

内容	根拠（社会福祉法・定款）		議決数		
			過半数	3分の2	
その他の	社会福祉充実計画の承認	第 55 条の 2 第 7 項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない	○	
	役員等の責任の一部免除	第 45 条の 20 第 4 項 準用 一般法人法 113 条	【一般】113 条 役員等の第 111 条第 1 項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第 1 号に掲げる額から第 2 項に掲げる額を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。	○	【法 45 条の 9 第 7 項の 2】
	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○	

別表 1 の 2

理事会決議事項

内容		根拠（社会福祉法・定款）		議決数	
				過半数	3分の2
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第 45 条の 13 第 2 項第 1 号 定款	【法】社会福祉法人の業務執行の決定 定款第 25 条	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第 45 条の 9 第 10 項の準用 一般法人法第 181 条	【一般】第 181 条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1. 日時及び場所 2. 評議員会の目的 3. 2 の法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款第 12 条	定款第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する	○	
	理事会の招集権者とする	第 45 条の 14 定款第 26 条	【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する 定款第 26 条第 1 項 理事会は理事長が招集する	○	
	定款細則の決定	定款 43 条	定款第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第 45 条の 13 第 4 項第 4 号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	第 45 条の 13 第 5 項	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとし厚生労働省令で定める体制の整備	○	
	競業及び利益相反取引の制限	第 46 条の 16 準用 一般法人法第 84 条第 1 項	【一般】第 84 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない	○	
	臨機の措置	定款 37 条	定款第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない		○

役員等の 事項	理事長及び 業務執行理 事の選定・ 解職	第 45 条の 13 第 2 項第 3 号 定款第 25 条	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○	
	重要な役割 を担う職員 の選任及び 解任	第 45 条の 13 第 4 項第 3 号 定款第 23 条第 2 項	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	

内容		根拠（社会福祉法・定款）		議決数	
				過半数	3分の2
財務・ 計画・ 報告に 関する 事項	重要な財産 の処分及び 譲り受け	第 45 条の 13 第 4 項 第 1 号	【法】重要な財産の処分及び譲り受け	○	
	多額の借財	第 45 条の 13 第 4 項 第 2 号	【法】多額の借財	○	
	事業計画及 び収支予算 等の承認	定款第 33 条	定款第 33 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする	○	
	事業報告お よび計算書 類の承認	第 45 条の 28 第 3 項 定款第 34 条	【法】3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びに附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない 定款第 34 条この法人の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない	○	
	基本的財産 の処分	定款第 31 条	定款第 31 条 基本的財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、	○	
	資産の管理	定款第 32 条	定款第 32 条この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。	○	
会計処理の 基準	定款第 36 条	定款第 36 条この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する	○		
社会福祉法	第 45 条の 20 準用	【一般】第 114 条 第 112 条の規定にかかわらず、監	○		

第 45 条の 20 第 4 項に 規定する責 任の免除	一般法人法第 114 条	事設置法人は、第 111 条第 1 項の責任について、役員 等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場 合において、責任の原因となった内容、当該役員等の 職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と 認めるときは、前条第 1 項の規定により免除できる額 を限度として理事の過半数の同意によって免除できる 旨を定款で定めることができる		
公益事業の 運営に関す る事項	定款第 38 条	定款第 38 条		○
その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○	
その他重要な業務執行に関する事項及び事務業務の執行に必要な基本的な規程の制定及び 改廃			○	

専決事項及び理事長専決の受任職名一覧

		理事長	業務執行 理事
1	理事会・評議員会の招集に関する事（法令及び定款で定める招集者が行う招集を除く）	○	
2	理事会・評議員会の議案に関する事（法令及び定款で定める議案権者が議案を提出する場合を除く）	○	
3	規程、規則等の制定・改廃に関する事（法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く）	○	
4	予算の編成及び決算調整に関する事	○	
5	予算の流用・予備費計上及び使用	○	
6	短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲のもの（多額の借入の場合を除く）	○	
7	寄附の募集事務及び受領に関する事（寄附金の募集を除く。受入は法人に重大な影響のあるものを除く）	○	
8	債権の免除・効力の変更に関する事（法人に重大な影響のあるものを除く）	○	
9	法人の組織及び権限に関する事（法人に重大な影響のあるものを除く）	○	
10	入所判定基準の策定		○
11	入所利用者の決定		○
12	利用契約締結者	○	
13	苦情対応規程・第三者委員の選任	○	
14	職員採用に関する事（施設長等重要な役職を除く）	○	
15	有期契約職員の採用に関する事	医師	医師以外
16	職員の配置に関する事	○	○
17	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事	施設長	○
18	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事	施設長	○
19	職員の初任給に関する事	施設長	○
20	職員の昇給・昇格基準に関する事	○	
21	職員の昇給・昇格者決定に関する事		○
22	休職、復職、退職、育児・介護休業に関する事	○	
23	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○	
24	職員の人事記録及び身分証明書に関する事		○

25	職員の諸手当に関する事		○
26	職員の健康診断の実施に関する事		○
27	利用者の日常の処遇に関する事		○
28	利用者の預かり金等の日常の管理に関する事		○
29	薬品・給食材料の処分にに関する事		○
30	自動車の運行管理に関する事		○

		理事長	業務執行 理事
31	官公庁に対する軽易な許可申請、届出及び減免申請、報告、照会、通知等に関する事	重要なもの	軽易もの
32	職員の日常業務の労務管理・福利厚生に関する事		○
33	職員の研修に関する事		○
34	諸証明に関する事		○
35	金融機関を指定すること、資産管理の変更に関する事	○	
36	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費収入に関する事	○	
37	過誤調整事務処理に関する事		○
38	その他の収入に関する事		○
39	基本財産以外の固定資産の取得及び処分にに関する事	80万以上 500万未満	80万未満
40	建築工事等の請負契約又は委託契約に関する事	100万以上 500万未満	100万未満
41	報酬・給与・旅費・賃金等定期支出に関する事		○
42	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入		○
43	緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定）	100万以上 500万未満	100万未満
44	その他上記以外の支出等		○